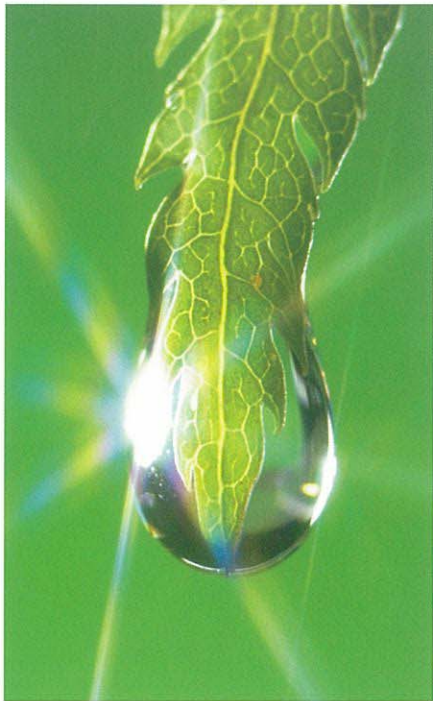


雨水貯留浸透施設 設置のすすめ

自然の恵み「雨水」を地下にしみ込ませ、地球にうるおいを。ここから始まるエコロジカル・ライフ。



市川市

施設概要

1. 貯留施設

貯留施設で貯めた雨水は、樹木や道路の散水などの雑用水利用、初期消火などに利用することができます。

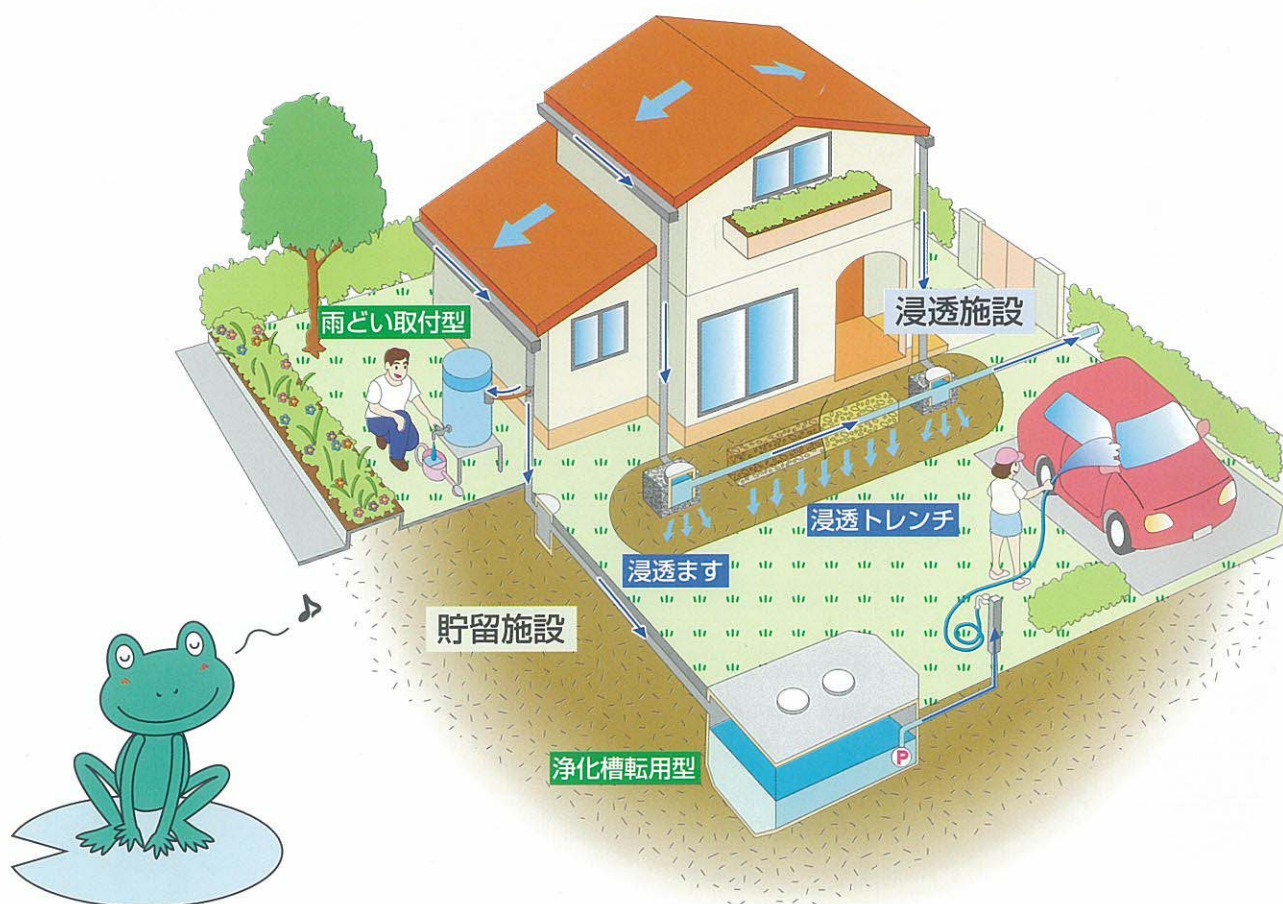
- (1) 雨どい取付型：雨どいに接続することにより、簡単に雨水利用ができる小規模な雨水タンク。(200リットルを標準型とする)
- (2) 浄化槽転用型：公共下水道の接続により不要となった浄化槽を転用する。(5～10人槽を標準型とする)

2. 浸透施設

雨水を雨どい等により収集して地下に浸透させる施設で、流出抑制効果があるほか、地下水や湧き水の枯渇を防止するなど、自然の水循環系の再生に効果があります。

- (1) 浸透ます：透水性のますの周辺を砕石で充填し、集水した雨水を側面や底面から地下へ浸透させる施設。(450角および350丸のますを標準型とする)
- (2) 浸透トレンチ：掘削した溝に砕石を充填し、この中に浸透ますに連結した透水性の管を設置する構造の施設。(管周辺に350～450角の砕石充填を標準型とする)

種 類		助 成 金 の 額
貯 留	雨どい取付型	購入費、設置に係わる費用の2分の1を助成します。 ただし、25,000円を限度額とします。
	浄化槽転用型	浄化槽の洗浄およびポンプ等の設置に係わる費用の3分の2を助成します。 ただし、80,000円を限度額とします。
浸 透	浸透ます	「市川市雨水小型貯留施設及び雨水浸透施設設置基準」に基づき施設を計画し、別に定める標準算定基準により算出した額を助成します。
	浸透トレンチ	



対象建築物

助成対象物件については、市川市内にある建築物で、その敷地の使用权を持っている方とします。なお、所有権を持っていない方は、申請書に所有者の同意が必要となります。

(1) 貯留施設：戸建住宅等（1棟あたり1基）

ただし、「市川市宅地開発条例※」または、これに準ずる協議の対象とならない建築物とします。

(2) 浸透施設：戸建住宅、共同住宅、事業者

ただし、「市民あま水条例※」の届出及び、「市川市宅地開発条例※」または、これに準ずる協議の対象とならない建築物とします。

※市川市宅地開発事業の施行における事前協議の手続及び公共施設等の整備に関する基準等を定める条例
市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例

対象区域

(1) 貯留施設 市内全域

(2) 浸透施設 浸透施設設置適地

地下水位と地表との距離が1.3m未満である場合を適用除外とし、また、斜面崩壊を起こす恐れのある傾斜地および工場跡地等で土壌の汚染物質を拡散、地下水を汚染する恐れのある区域を設置禁止区域とする。

町名(五十音順)

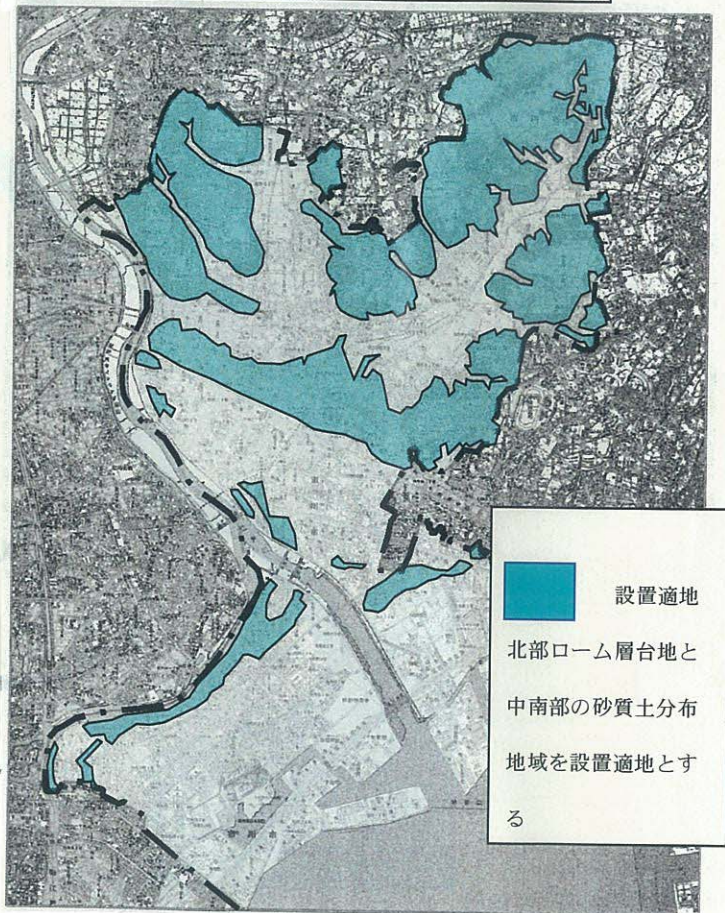
○北部ローム台地

市川(四)、稲越町、大野町、大町、鬼越(一)、柏井町、北方(一・三)、北国分、国府台、国分(二・三・四・五・六・七)、下貝塚、須和田、曾谷(一・二・三・四・五・八)、高石神、中国分、中山、奉免町、北方町四、堀之内(一・二・三・四)、真間(四・五)、宮久保(四・六)、本北方(三)、若宮の各一部

○中部、南部砂質土分布地域

相之川(一・二)、新井(一・二)、伊勢宿、市川(一・二・三)、市川南、大洲(三)、大和田(二)、押切、鬼越(二)、欠真間(一)、河原、香取(一)、北方(二)、高谷(一・二)、下新宿、新田(一)、島尻、菅野(一・二・三・四)、須和田(一)、関ヶ島、田尻(二・四・五)、稲荷木、原木(一・二・三)、東菅野(一・二・三・四)、平田(二)、広尾(一・二)、二俣(二)、本行徳、本塩、真間(一・二・三)、湊、湊新田、妙典(一・三)、八幡の各一部

浸透施設設置適地図



その他

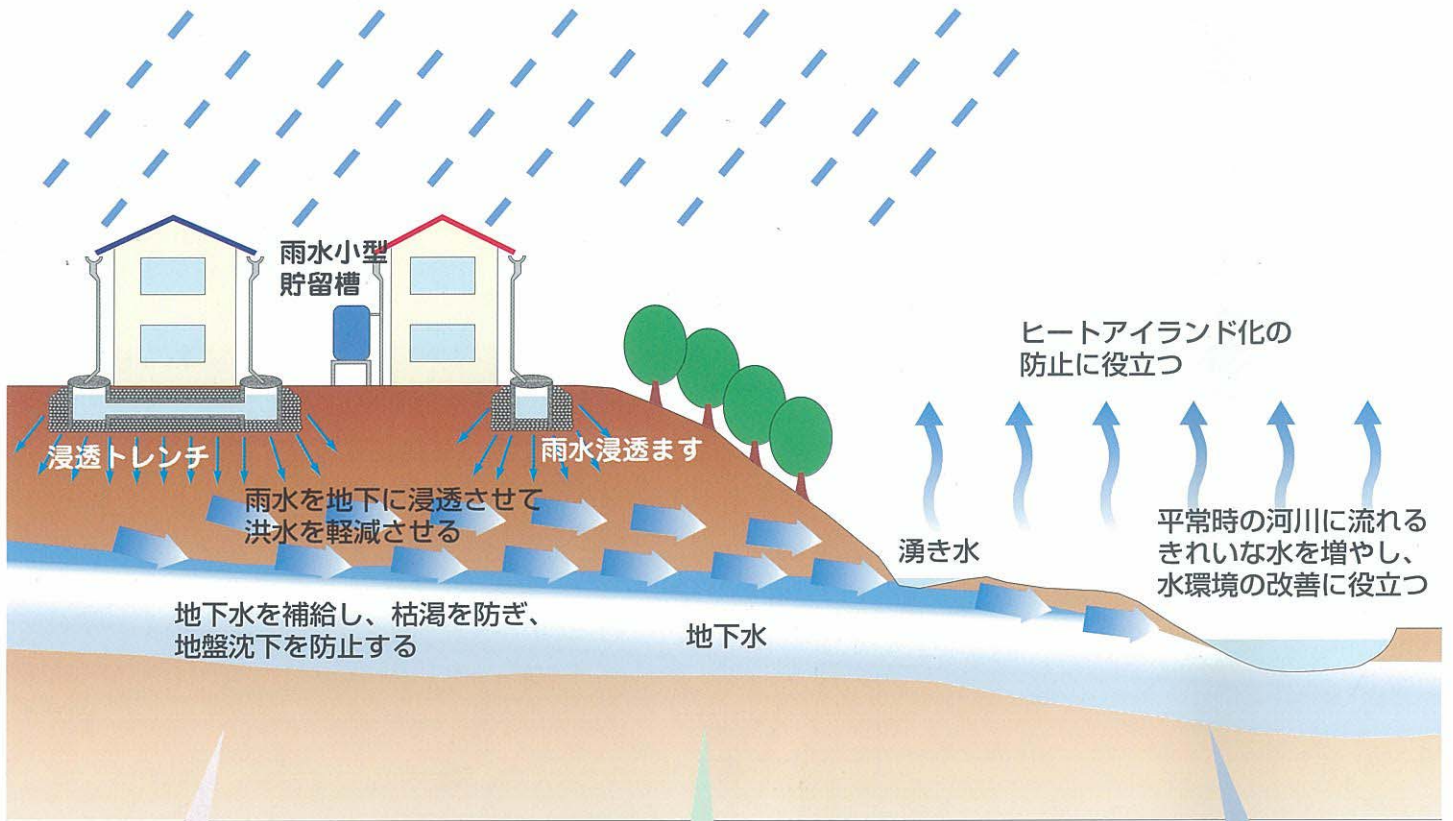
- (1) 保水地域については、貯留・浸透施設との併設を推奨しています。
- (2) 降雨時の前には、治水効果を得るために貯留施設の水を抜いておきましょう。
- (3) 施設の機能維持のために、定期的な点検・清掃を行いましょ。



貯留槽にはボクの顔のシールが貼られます！

市川市雨水貯留浸透施設PRキャラクター

貯留浸透施設の効果



都市型水害の軽減

雨水を貯めたり、地下に浸透させることにより、雨水が地表から一気に川に流れ込むのを防ぎ、都市型水害の軽減に繋がります。

資源の有効活用

貯めた雨水は、樹木や道路の散水などに使用できるほか、火災時の初期消火用水など、防災にも利用でき、水源の自立を図ることができます。

地下水の涵養

地下水、湧き水の枯渇を防止することにより、良好な生活環境の創出や自然の水循環系を再生することができます。

お問い合わせ、申請手続きの窓口

市川市役所 水と緑の部 河川・下水道管理課

〒272-0033 市川市市川南2丁目9番12号 電話047(712)6361



みなさまのご協力をお願いします。

平成27年6月15日

R100

このリーフレットは100%再生紙を使用しています。